



長野県報

10月25日(木)
平成30年
(2018年)
第3020号

目次

条 例

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（情報政策課、地域福祉課）	2
長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課、産業立地・経営支援課）	2
長野県建築基準条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（建築住宅課）	3

規 則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則（税務課）	4
個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（地域福祉課）	7
建築基準法施行細則及び事務処理規則の一部を改正する規則（建築住宅課）	7

告 示

平成30年10月17日成立した平成30年度補正予算の要領（財政課）	8
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等業務を行う者の登録（地域福祉課）	9
公共測量の実施（2件）（建設政策課）	9
政治資金規正法に基づく政治団体の届出（選挙管理委員会）	10
政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）	10
政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）	18
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出（選挙管理委員会）	19
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）	19
政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出（選挙管理委員会）	19

公 告

随意契約の相手方の決定（税務課）	20
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（2件）（農地整備課）	20
特定調達契約に係る一般競争入札（施設課）	20
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	24

本号で公布された条例のあらまし

◇ 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第37号）

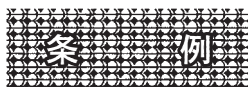
- 生活に困窮する外国人に対し、生活保護法の一部改正により創設された大学等への進学のための進学準備給付金に準じた支給を行う事務において、個人番号を利用するため、次のとおり改正しました。
 - 個人番号を利用する県の独自事務に、外国人に対する進学準備給付金の支給に関する事務を追加しました。
 - 県の知事部局内部で利用する特定個人情報（個人番号を含む個人情報）に、外国人に対する進学準備給付金等の支給に関する情報を追加しました。
- この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 県内における企業の地域拠点の形成・強化を支援し、雇用確保を図るため、地域再生法の一部改正に合わせ、課税の特例措置に関し、次のとおり改正しました。
 - 地域再生計画に基づいて本社機能を移転し、又は拡充した場合の事業税（3年間）、不動産取得税及び固定資産税（3年間）の課税の特例措置を、平成32年3月31日（改正前：平成30年3月31日）まで、2年間延長しました。
 - 移転型事業（東京23区からの本社機能の移転）について、課税免除した場合に、減収補填の対象とする制度改正が行われたことに合わせ、現行の不均一課税を課税免除に改めました。
- この条例は、公布の日から施行し、1の(1)は平成30年4月1日から、1の(2)は同年6月1日から適用します。

◇ 長野県建築基準条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 建築基準法等の一部改正に伴い、次のとおり改正しました。
 - 長野県建築基準条例
建築基準法等を引用している規定について、所要の改正を行いました。
 - 長野県手数料徴収条例
 - 建築物の接道規制の適用除外に関し、建築審査会の同意を要せず、国土交通省令で定める避難及び通行の安全基準に適合することを認定する制度が創設されたことに伴い、当該認定に係る審査手数料の額を1件につき28,000円と定めました。
 - 仮設興行場等の建築に関し、1年を超えて使用する特別の必要がある場合、建築審査会の同意を得て許可できることとされたことに伴い、当該許可に係る審査手数料の額を1件につき160,000円と定めました。
- この条例は、公布の日から施行します。



個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年10月25日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第37号

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年長野県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6 知事の項並びに別表第2の1 知事の項及び8 知事の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

情報政策課
地域福祉課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年10月25日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第38号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第144条第2項第1号のA中「第145条の2第1号」を「第145条の2第1項第1号」に改める。

第145条の2中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」

に、「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に、「同号」を「同号のイ」に、「この条に」を「この項に」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「第1号にあつては、」を「次項において「特別償却設備設置者」という。）(」に改め、「、第36条、第38条の5、第40条の2の3及び第88条の規定にかかわらず」を削り、「不均一課税を行う」を「課税を免除する」に改め、同条第1号中「について、第36条又は第38条の5に定める率に100分の5を乗じて得た率」を削り、同条第2号中「限る」の次に「。次項第1号において同じ」を加え、「について、第40条の2の3に定める率に100分の5を乗じて得た率」を削り、同条第3号中「限る」の次に「。次項第2号において同じ」を加え、「について、第88条に定める率に100分の5を乗じて得た率」を削り、同条に次の1項を加える。

2 特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）に対し、第40条の2の3及び第88条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる税目に応じ、当該各号に定めるところにより不均一課税を行う。

(1) 不動産取得税 当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税について、第40条の2の3に定める率に100分の5を乗じて得た率

(2) 固定資産税 大規模償却資産のうち、当該特別償却設備である償却資産に対して、初年度以後3年度の間に課する固定資

産税について、第88条に定める率に100分の5を乗じて得た率 附則第13条の2の2中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とする。

附則第14条第3項中「第145条の2」を「第145条の2第2項」に、「同条中」を「同項中」に、「同条第2号」を「同項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(課税免除等に関する規定の適用)
- 2 この条例（第145条の2の改正規定（「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の長野県県税条例第145条の2の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 この条例（第145条の2の改正規定（「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める部分を除く。）に限る。）による改正後の長野県県税条例第145条の2の規定は、平成30年6月1日以後に新設し、又は増設した設備について適用し、同日前に新設し、又は増設した設備については、なお従前の例による。

税 務 課
産業立地・経営支援課

長野県建築基準条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年10月25日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第39号

長野県建築基準条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(長野県建築基準条例の一部改正)

第1条 長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第25条第1号中「又は第13項」を削る。

(長野県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の68の項中

(9) 法第43条第1項ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	〃	33,000円
--------------------------------------	---	---------

を

(9) 法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	〃	28,000円
(10) 法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	〃	33,000円

に、「(10)」を「(11)」に、「(11)」を「(12)」に、「(12)」を「(13)」に、「(13)」を「(14)」に、「(14)」を「(15)」に、「(15)」を「(16)」に、「(16)」を「(17)」に、「(17)」を「(18)」に、「(18)」を「(19)」に、「(19)」を「(20)」に、「(20)」を「(21)」に、「(21)」を「(22)」に、「(22)」を「(23)」に、「(23)」を「(24)」に、「(24)」を「(25)」に、「(25)」を「(26)」に、「(26)」を「(27)」に、「(27)」を「(28)」に、「(28)」を「(29)」に、「(29)」を「(30)」に、「(30)」を「(31)」に、「(31)」を「(32)」に、「(32)」を「(33)」に、「(33)」を「(34)」に、「(34)」を「(35)」に、「(35)」を「(36)」に、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に、

(36) 法第86条第1項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の数が2である場合	〃	79,000円
--	--------------	---	---------

を

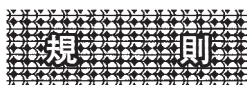
(37) 法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	”	160,000円
(38) 法第86条第1項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	”	79,000円

に、「(37)」を「(39)」に、「(38)」を「(40)」に、「(39)」を「(41)」に、「(40)」を「(42)」に、「(41)」を「(43)」に、「(42)」を「(44)」に、「(43)」を「(45)」に、「(44)」を「(46)」に、「(45)」を「(47)」に、「(46)」を「(48)」に、「(47) 法」を「(49) 法」に、「(48) 法」を「(50) 法」に、「(49)」を「(51)」に、「(47)のア」を「(49)のア」に、「(50) 法」を「(52) 法」に、「(51)」を「(53)」に、「(52)」を「(54)」に、「(50)のア」を「(52)のア」に、「(53)」を「(55)」に改め、同項の備考の4中「この項の(47)」を「この項の(49)」に改め、同備考の7中「この項の(48)」を「この項の(50)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築住宅課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成30年10月25日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第46号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第116条の3の見出しを「(事業税の課税免除額の算定)」に改め、同条中「第145条の2第1号」を「第145条の2第1項第1号」に改める。

第116条の4第1項の表中「第144条第1項又は第145条の2」を「第144条第1項又は第145条の2第1項」に、「事業税課税免除（不均一課税）申請書」を「事業税課税免除申請書」に改め、同条第2項中「事業税課税免除（不均一課税）申請書」を「事業税課税免除申請書」に改め、「又は事業税不均一課税計算書（様式第154号の6の2）」及び「又は不均一課税」を削る。

様式第154号の2中

事業税 課 税 免 除 申 請 書 (不均一課税)

を

事業税課税免除申請書

に、「(第145条の2)」を「第145条の2第1項」に、「課税免除(不均一課税)」を「課税免除を」に、「免除(不均一課税)適用開始年」を「免除適用開始年」に、「免除(不均一課税)適用終了年」を「免除適用終了年」に、

免除(不均一課税により減額)される税額	円
---------------------	---

を

免除を受けたい課税標準額	円
免除を受けたい税額	円

に改める。